

九運保環第535号
九運旅一第816号
九運旅二第870号
令和2年3月9日

九州バス協会長 殿
一般社団法人福岡県貸切バス協会長 殿
一般社団法人福岡県第一貸切バス協会長 殿
九州乗用自動車協会長 殿
一般社団法人全国個人タクシー協会九州支部長 殿
一般社団法人奄美自動車連合会長 殿

九州運輸局自動車技術安全部長

九州運輸局自動車交通部長

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の更なる徹底について（要請）

新型コロナウイルスに係る感染予防対策として、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の対策を繰り返しお願いしているところですが、今般、令和2年3月1日に北九州市のタクシー運転者への感染が確認されました。

つきましては、感染拡大を防止するため、下記対策の更なる徹底とともに、バス及びタクシーは閉鎖された空間で乗務員と乗客が長時間かつ近距離で接することから、車内換気にも努めて頂きますよう、傘下会員に対し要請をお願い致します。

また、傘下会員において感染が確認された場合には、速やかに管轄の運輸支局あてご報告いただくよう、併せて周知徹底をお願い致します。

記

1. 始業点呼時の対応

- ・運転者に疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定による体調の確認を行うこと等により、運転者の健康状態を確実に把握すること
- ・マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の感染予防対策が取れていることを確認すること

2. 体調不良が確認された際の対応

発熱やせき等の症状がある場合には、乗務を中止させ、速やかに医療機関を受診させる等、適切な対応をとること

3. 車内換気 <追加項目>

エアコンを用いて外気を導入することや、乗客の降車後に窓を開けて換気する等の車内換気に努めること（別添参照）

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 9 日

各 旅客自動車運送事業者 御中

九州運輸局自動車技術安全部
保安・環境課
九州運輸局自動車交通部
旅客第一課
旅客第二課

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の更なる徹底について（要請）

新型コロナウイルスに係る感染予防対策として、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の対策を繰り返しお願いしているところですが、今般、令和 2 年 3 月 1 日に北九州市のタクシー運転者への感染が確認されました。

つきましては、感染拡大を防止するため、下記対策の更なる徹底とともに、バス及びタクシーは閉鎖された空間で乗務員と乗客が長時間かつ近距離で接することから、車内換気にも努めて頂きますようお願い致します。

また、貴社の従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに管轄の運輸支局に対しご報告いただくようお願い致します。

記

1. 始業点呼時の対応

- ・運転者に疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定による体調の確認を行うこと等により、運転者の健康状態を確実に把握すること
- ・マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の感染予防対策が取れていることを確認すること

2. 体調不良が確認された際の対応

発熱やせき等の症状がある場合には、乗務を中止させ、速やかに医療機関を受診させる等、適切な対応をとること

3. 車内換気 <追加項目>

エアコンを用いて外気を導入することや、乗客の降車後に窓を開けて換気する等の車内換気に努めること（別添参照）

別 添

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 6 日

公益社団法人日本バス協会長 殿
一般社団法人公営交通事業協会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会長 殿
一般社団法人全国個人タクシー協会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長

新型コロナウイルス感染防止に向けたバス・タクシーの車内換気について（要請）

先般、厚生労働省のホームページにおいて、「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」が掲載され、「換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください」との要請がされたところです。

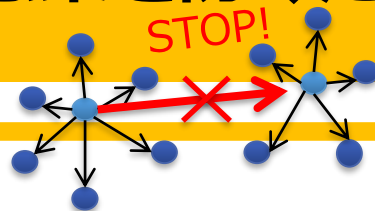
バス及びタクシーは閉鎖された空間で乗務員と乗客が長時間かつ近距離で接することから、感染拡大を防止するため、エアコンを用いて外気を導入することや、乗客の降車後に窓を開けて換気する等の車内換気に努めていただきますよう、貴傘下会員に対し要請方お願いいたします。

※厚生労働省 HP

「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000602323.pdf>

新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために



感染拡大を防ぐために

国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、

小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止です。

<感染経路の特徴>

※「小規模患者クラスター」とは
感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

- ◆ これまでに国内で感染が明らかになった方のうちの8割の方は、他の人に感染させていません。
- ◆ 一方、**スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テント**などでは、一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。

このように、集団感染の共通点は、特に、

「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。

国民の皆さまへのお願い

- ◇ **換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。**
- ◇ イベントを開催する方々は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**など、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の疫学情報や研究により変わる可能性があります。現時点で最善と考えられる注意事項をまとめたものです。

厚生労働省では、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生の早期探知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行っていくため、国内の感染症の専門家で構成される「クラスター対策班」を設置し、各地の支援に取り組んでいます。